

国家試験免除コース

六級海技士(航海)第二種養成講習のご案内

平成18年4月1日から、船橋航海当直中のうち、少なくとも1人は六級海技士(航海)以上の海技免状受有者であることが義務付けられています。当学院では六級海技士(航海)資格を取得しやすくするために、六級海技士(航海)第二種養成施設の登録を受け、養成講習を開催しています。

この講習を修了すると海技試験の学科試験が免除されます。併せて実施する海技免許講習を修了し、身体検査の国家試験に合格すれば海技免状を取得することができます。

また、船員保険における教育訓練給付の対象となる教育訓練でもあり、教育訓練給付金を受けることができます。

この講習は、**甲板部の乗船履歴が10年以上の方のコース(3日間コース)**
5年以上の方のコース(6日間コース)

の2種類あります。

各講習の概要、受講方法等は次の通りです。定員がありますのでお早めにお申し込みください。

記

- 1 募集定員** 各コースとも15名(各コース共に申込みが最低実施人数3名に満たない場合は開催しません。)
- 2 講習期間** 3日間、6日間 ※前日に入学試験があります。
海技免許講習を合わせると10日間(6日間コースは13日間)です。
- 3 受講資格** 以下の①から⑤全ての要件を満たすこと。
 - ① 総トン数5トン以上の船舶に乗組み、船舶の運航に関する業務(甲板部の業務)を10年以上(6日間コースの方は5年以上)行った履歴を有する者
 - ② 上記①の履歴に、船員法施行規則に基づく甲種甲板部航海当直部員として3年以上(6日間コースは2年以上)乗り組んだ履歴が含まれていること。
※ 手帳に甲種甲板部航海当直部員の資格認定をした旨の証印を受けていない場合は甲種甲板部航海当直部員の資格の要件に適合することとなったときから、航海当直部員の職務を3年以上(6日間コースは2年以上)行った経歴を有すること。
 - ③ 前記①の履歴に六級海技士(航海)の受験に必要な履歴が含まれていること。
 - ④ 必要履修科目(航海、運用、法規)に関する基礎的な知識について行う入学試験に合格した者、又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者であること。
 - ⑤ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則に定める海技士の身体検査基準に達していること。この基準に達しなければ、講習を修了しても免許は取得できません。
※ 別紙の基準をご確認ください。

4 入学及び受講の方法

まずは電話でお問い合わせ、お申し込みください。

受講資格、講習内容、入学及び海技免状取得に必要な書類等の詳細をご案内いたします。

その上で、入学及び海技免状取得に必要な書類をそろえて募集締切日までに本学院に届くよう、ご送付ください。(必要書類については裏面も参照してください)

☆ お問合せ・お申込みは ☆

〒722-0025

広島県尾道市栗原東二丁目18番43号
一般財団法人 尾道海技学院 六級養成担当へ
TEL (0848) 37-8111 FAX (0848) 37-8110
E-Mail : onomichi@marine-techno.or.jp

一 入学及び海技免状取得に必要な書類

- ① 六級海技士（航海）第二種養成施設入学申請書（裏面に所定の乗船履歴が記載されていること。）
- ② 海技免許講習受講申込書
- ③ 写真 **8枚**（サイズ：縦3cm × 横3cm 枠無し、正面、無帽、無背景[身体検査証明書]に貼る1枚を含む）
- ④ 所定の乗船履歴を証明する書類（船員手帳等）
- ⑤ 本籍地記載の住民票 **1通**
- ⑥ 海技士身体検査証明書（海技士身体検査証明書 第7号様式 試験開始期日前6月以内に受診したもの）
※必ず船員法で定める指定医で受診してください（詳細は下記「海技士身体検査基準」及び別紙参照）
- ⑦ 認印
- ⑧ 所有海技免状及び操縦免許証のコピー（所有者に限る）
- ⑨ 海事代理士に国家試験申請と免許申請の手続きを委任する場合は、**免許申請にかかる委任状 1通**
※ 身体検査の国家試験を後日受験する場合や、国家試験の申請をご本人が行うか、他の海事代理士に依頼される場合はお申し出ください。手続きのご案内をいたします。

二 海技士身体検査基準【平成26年4月1日改正】

必ず船員法で定める指定医で受診してください。詳細については別紙をご参照ください。

- ① 視力 両眼ともに0.5以上であること（矯正視力可）
- ② 色覚 船舶職員としての職務に支障をきたすおそれのある色覚異常がないこと。
- ③ 聴力 5メートル以上の距離で話声を弁別できること。
- ④ 疾病及び身体機能の障害の有無
心臓疾患、視覚機能の障害、精神の障害、言語機能の障害、運動機能の障害、その他の疾病又は身体機能の障害により、船舶職員としての勤務に支障をきたさないと認められること。

三 受講料（教本代を含む）・申請手数料・宿泊費等

※講習の開催が決定し、必要書類をすべて提出して、受講いただけることが確定してから同封の払込用紙にて受講料をお振込みください。

	(3日間コース)	(6日間コース)
① 六級海技士（航海）養成講習	37,150	71,710
② 海技免許講習受講料	53,880	53,880
③ プリント代	1,300	1,300
④ 海事代理士申請手数料（印紙代含）	11,300	11,300
⑤ 履歴証明書作成手数料	6,170	6,170
⑥ 免許申請料（印紙代含）	9,810	9,810
受講料総額	119,610	154,170
⑦ 宿泊費（食事なし 1泊）	5,200円 ～（提携ホテル、民宿をご案内いたします）	
⑧ 昼食代（1食）	400円	

注1：受講前の船員保険被保険者期間が3年以上の方が、船員保険教育訓練給付金の申請をすると、①と②の消費税を除く講習料合計2割相当の金額が給付されます。

（過去3年以内に教育訓練給付金の支給を受けている方には支給されません。）

注2：海技免許講習受講料明細（②の費用の内訳・教材費含む）

レーダー観測者（3日間）	13,510
救命講習（2日間）	29,100
消火講習（1日間）	11,270

※海技士（機関）の免状を所有している方は、救命講習と消火講習は免除されます。（但し以前受講した講習内容によっては、救命講習の一部を受講しなければならない場合もあります）